

生産性向上設備等投資支援補助金 Q&A【補助対象経費】

No	質問	回答
1	機械設備の増設は対象になりますか。	対象になります。 申請にあたっては、申請様式3において、機械設備の増設により、業務改善や省コスト化等の生産性向上の効果がどのように発揮されるか、定量的な表現（数値等）を用いて具体的な効果（内容）を記載いただく必要があります。
2	どのような機器の設置や入替が対象となりますか。	現状と比較して、自社の業務改善や省コスト化等に該当する設備投資で、生産性の向上に繋がるものであれば対象となり得ます。いずれにも効果がない設備投資の場合は補助対象となりません。 また、申請にあたっては、申請様式3において本補助事業における業務改善や省コスト化等の生産性向上の効果について、定量的な表現（数値等）を用いて具体的な効果（内容）を記載いただく必要があります。 詳細は公募要領をご確認ください。
3	工具器具は補助対象となるか。	工具・器具（測定工具・検査工具等）は補助対象外です。
4	導入設備に関して中古機械も対象になりますか。	対象となります。ただし、金額に関わらず、すべて2社以上からの相見積が必須になります。中古品の場合、随意契約での購入は補助対象と認められません。詳細は公募要領をご確認ください。
5	インターネットで注文することは可能か。	可能ですが、インターネットショッピング決済手数料等は補助対象外となります。また、1件あたり100万円（税込み）を超える発注については、2社以上からの見積が必要となりますのでご注意ください。詳細は公募要領をご確認ください。
6	パソコンやタブレットは対象か。	公募要領に記載のとおり、パソコンやタブレットPCについては補助対象外となります。
7	会計ソフトや販売管理等の事務作業ソフトは対象でしょうか。	現状と比較して、自社の業務改善や省コスト化等に該当する設備投資で、生産性の向上に繋がるものであれば対象となり得ます。
8	クラウド費用は5年間対象になりますか？	補助対象となるクラウドサービス利用料は、補助対象となった事業の実施期間中に、当該期間の利用料として支出した費用のみです。 なお、交付決定前に契約を締結した場合は、すべて補助対象外になります。詳細は公募要領を御確認ください。

生産性向上設備等投資支援補助金 Q&A【補助対象経費】

No	質問	回答
9	ユンボ（建設機械）やフォークリフトも補助対象になるか。	自動車登録番号がなく公道を自走できないものに限ります。
10	機器の据付・設置について、例えば、プレハブ冷蔵庫を導入する場合、現地でのプレハブの組立、冷凍機の据付・設置は対象外ということになるのでしょうか。	現状と比較して、自社の業務改善や省コスト化等に該当する設備投資等で、生産性の向上に繋がるのであれば、機器等の運搬費を含めて対象になります。なお、設置（据付け）費用は本事業で購入する機械等の設置と一体で捉えられる軽微なものに限りますので、設置場所の整備工事や基礎工事は含みません。
11	業務管理システムの導入により端末を使用することとなるが、端末に関する経費も補助対象となるか？	当該端末が汎用性のあるタブレット（iPad等）の場合は対象外ですが、当該システムの専用端末であり目的外使用ができないものは補助対象となり得ます。
12	愛媛県外にある事業所に設備を導入する事業は対象になりますか。	補助対象者の要件を満たしていても県外に機械設備等を設置するような事業計画は補助対象となりません。
13	メンテナンス等のサービスの提供を受ける事業は対象になりますか。	既存設備の修繕や改修、保守点検のサービス提供を行う事業計画は補助対象となりません。
14	改修は補助金の対象外とのことですが、装置の性能が著しく向上するような改修でも対象外でしょうか。	設備の改修費は補助対象となりません。 補助対象となる経費については公募要領をご確認ください。
15	店舗の内装工事を主とした事業は対象となりますか。	不動産の修理費や改修費は補助対象となりません。
16	相見積もりが取れないようなシステムを導入する場合はどのようにすればよろしいでしょうか	原則、1件あたり100万円超（税込み）の発注先の選定にあたっては相見積をとる必要があります。相見積をとることが困難な場合、発注先を随意契約先として選定する理由書を提出いただき、事務局で妥当性を判断することになります。このため、採択されても補助対象とならない可能性があることにご留意ください。
17	購入した機械設備が補助事業期間内に納品されない場合はどうなりますでしょうか。	事業実施期間内の令和7年12月26日までに納品および支払いが完了しない場合は、補助事業完了期限日までに補助事業が完了したとは認められないため、補助金交付を受けることはできません。

生産性向上設備等投資支援補助金 Q&A【補助対象経費】

No	質問	回答
18	金額が多いほど限度額の補助金をいただけるわけではないでしょうか。	採択に係る審査は、応募申請された事業計画の内容に基づき判断しますので、申請金額とは関係がありません。
19	補助金事業を終了し補助金も受領した後、補助金事業に関して報告をするようなことがありますか？	収益納付が求められる場合は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（※）、補助金の効果等について報告をしていただく予定です。 ※補助事業に係る帳簿及び証拠書類の保存期間と同期間となります。
20	外注費は、どのようなものが補助対象になるのですか？	設計から始めるオーダーメイド型の設備やソフトウェア（システム構築）に係る費用が対象となります。なお、補助対象になるのは、交付決定後に契約されたもののみであり、また、年契約など長期にわたるクラウドサービスの利用契約等は、按分等の方式により算出された補助事業期間分の費用のみが補助対象となります。
21	機械装置（対象）と工具器具（対象外）の違いはどこで判断されますか？	導入後、貸借対照表上に記載する科目で判断されます（税務上の取り扱いによる）。
22	専門家経費は、どのようなものが補助対象になるのですか。	公募要領に記載のとおり、本事業におけるプロセス改善支援を目的とした業務を専門家やコンサルティング会社に委託する経費です。
23	省エネ設備の導入も対象になるか。	省エネルギー化に資する設備投資により、業務改善や省コスト化等がなされ、生産性が向上する場合は、補助対象になり得ます。

生産性向上設備等投資支援補助金 よくある質問【申請手続き・補助対象者・採択等】

No	質問	回答
1	申請対象となる補助事業はどのようなものか。	<p>業務効率化や省コスト化等（※）、生産性向上を目的とした設備投資等を行う事業計画が対象となります。なお、採択審査において、申請された事業計画の内容を審査し評価が高いものから採択という事になりますので、要件を満たしていても応募多数の場合には不採択になる場合があります。</p> <p>※複数の要件を満たす設備投資等も可</p>
2	採択審査はどのように実施されるのか。	<p>外部有識者等によって、応募申請された事業計画の内容等を審査の上、採択する事業を決定します。具体的な審査項目は公募要領の審査の観点を参照してください。</p>
3	本年中に創業を予定していますが補助金の申請ができますか。	<p>申請時点で公募要領に記載されている補助対象者（※）に該当する必要があります。</p> <p>※「愛媛県内に本社及び本店を置く県内中小企業者等」になります。詳細は公募要領をご確認ください。</p>
4	補助金申請と並行して設備投資に関する手配をしても大丈夫でしょうか。	<p>補助金交付決定通知書の受領後でなければ、補助事業に着手することはできません（発注・契約・納品・支出行為等）。ただし、代理店等に対する仮予約、在庫確認等は可能です。</p>
5	採択は先着順ですか。	<p>申請内容について書面審査を行い、採択案件を決定しますので、先着順といった取り扱いにはなりません。ただし、締切間近ではなく、余裕をもった申請をお願いします。</p>
6	申請書および申請書類のデータを保存した電子媒体（CD-R等）は返却してもらえますか。	<p>ご提出いただいた申請書および電子媒体（CD-R等）はお返しできませんので、ご了承ください。ただし応募締切を経過して到着し、受付をしなかったものについては、お返しする予定です。</p>
7	補助対象となる中小企業者の要件は、公募要領に示されている資本金、従業員数ともに下回っている必要がありますか。	<p>「資本金」または「常時使用する従業員数」のいずれかの要件を満たしていれば問題ありません。</p>
8	愛媛県外に本店はあるが、県内の事業所等で取り組む事業は対象になりますか。	<p>県内に本社及び本店を置いていることが必要です。</p>

生産性向上設備等投資支援補助金 よくある質問【申請手続き・補助対象者・採択等】

No	質問	回答
9	交付申請書（様式4）の「6. 収入金に関する事項」において、どういう場合に「（1）補助事業に関して生ずる収入金あり」になるのでしょうか。	補助事業実施期間中に同事業の取組みにより収入が生じ、かつその収入が経費を上回る見込みがある場合に「（1）補助事業に関して生ずる収入金あり」となります。
10	「県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明」はどのような手続きで発行してもらえるのでしょうか。	<p>県税の納税証明書は、各地方局（支局）で交付を受けることができます。必要書類などをご用意の上、管轄する地方局（支局）へご請求ください。</p> <p>県地方局で発行する納税証明書のうち、「2.その他の証明」の中の「県税等の未納がないことの証明」になります。下記の愛媛県ホームページ「納税証明書について」を参照して下さい。</p> <p><a href="https://www.pref.ehime.jp/h10500/nouzeisyomei/nouzeisyomei.html">https://www.pref.ehime.jp/h10500/nouzeisyomei/nouzeisyomei.html</a></p>
11	愛媛県税納税証明書交付請求書の使用目的欄や証明事項欄はどう書けばいいですか。	<p>「証明書の使用目的」欄には「<input type="checkbox"/>その他」にチェックを入れ、その後のかっこ内に「生産性向上設備等投資支援補助金申請」と記入して下さい。</p> <p>「証明事項(請求する証明書)」欄は「2. その他の証明」の「<input type="checkbox"/>県税等の未納がないことの証明」にチェックして下さい。</p>
12	県税及び地方法人特別税の未納の税額がない証明は、いつ時点のものが必要ですか。	申請日の概ね1か月以内の日付の証明書を提出して下さい。
13	様式2に記載する法人番号はどの番号を記入すればいいですか。	<p>国税庁のホームページから検索できますので、ご確認ください。</p> <p><a href="https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a></p>
14	様式3の事業計画のページ数の上限は？	上限は8枚を目安としております。
15	補助金説明会の開催予定はないか。	2月21日にwebでの開催を予定しておりますので、愛媛県中小企業団体中央会のHPをご確認ください。